

海外道路 PPP 協議会運営要綱

制定 平成 22 年 5 月 19 日

(名称)

第一条 この要綱は、海外道路 PPP 協議会(以下「協議会」という。)の運営について必要な事項を定める。

(目的)

第二条 海外における道路整備に関する官民協働型インフラ整備プロジェクトの形成を推進するため、官民が広く参加し、海外道路 PPP 案件について情報共有・意見交換を行なうこと。

(組織)

第三条 協議会は、別紙の委員を持って組織する。委員は、やむを得ない事情により協議会に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

第四条 国別の課題をより具体的に議論・検討するため、協議会にワーキンググループを設置する。ワーキンググループの運営要綱については別途定めるものとする。

(任期)

第五条 委員の任期は、平成 23 年 3 月 31 日とする。ただし、再任されることが出来る。

(座長及び副座長)

第六条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 座長 一名
 - (2) 副座長 一名
- 2 座長は、本会を代表し会務を総理する。
 - 3 副座長は、座長を補佐し座長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第七条 協議会は座長が招集する。
2 座長は、会議の議長となる。

(会議の公開等)

第八条 協議会は、これを非公開とする。ただし、結果については公開する。

(事務局)

第九条 協議会の事務局は、国土交通省総合政策局国際建設推進室内および道路局企画課内に置く。

(その他)

第十条 この要綱に定めるもののほか、協議会に必要な事項は座長が定める。

以 上